

令和2年度診療報酬改定に向けた医療技術の評価等について（案）

1. 現状について

- 令和2年度診療報酬改定に向けて、診療報酬における医療技術の適正な評価の観点から、医療技術評価分科会において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存技術の再評価（以下単に「評価」という。）に関する検討を行っている。

- 具体的には、本年1月から5月にかけて、学会等から合計942件（重複分を含めると947件）の提案書が厚生労働省に提出された。学会等からのヒアリングの内容と、今般医療技術評価分科会の下に設置したワーキンググループの意見を踏まえ、事務局において提案内容や重複提案の有無の確認を行ったうえで、「医療技術評価分科会における評価の対象となる技術（案）」を作成した。

2. 令和2年度診療報酬改定に向けた対応について

（1）評価の対象等について

- 医療技術評価分科会における評価の対象となる技術は、以下の通り。
- ① 医療技術評価分科会に提案書の提出された技術について
 - ・ 評価の対象となる提案は、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部「医学管理等」から第13部「病理診断」、又は歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部「医学管理等」から第14部「病理診断」に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術であって、医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができる技術に係るものに限る。
 - ・ また、提案技術の実施に当たり、医薬品、医療機器または体外診断用医薬品を用いる場合、当該医薬品、医療機器または体外診断用医薬品が、提案技術の用途で使用することについての医薬品医療機器等法上の承認が確認できるものに限って評価の対象とする。
- ② 先進医療として実施されている技術について
 - ・ 先進医療として実施されている技術についても、平成30年度診療報酬改定における取り扱いと同様、評価の対象とする。
 - ・ 先進医療として実施されている技術の評価にあたり、先進医療会議で検討された科学的根拠を踏まえつつ、その他の技術等と同様の評価基準のもと、診療における位置づけや保険適用の優先度等の観点も含め、当該技術の保険適用の必要性・妥当性について評価する。

- ・ なお、第 77 回先進医療会議（令和元年 9 月 5 日開催）において、先進医療会議において実施された評価結果の詳細な報告や、スケジュールの前倒し等といった対応を行うこととなった。

(2) 内視鏡手術用支援機器を用いた内視鏡手術等に対する評価について

- 平成 30 年度第 1 回診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会（平成 31 年 2 月 8 日開催）において、以下について取り組むこととなった。

レジストリに参加することを要件として保険適用された技術については、レジストリへの参加状況及び手術等の実績等について、関連学会等を主体として検証した上で、分科会への報告や検討を行うとともに、引き続き有効性や安全性に係る評価を行う

3. 令和 2 年度診療報酬改定に向けた医療技術評価等の進め方について

(1) 令和 2 年度診療報酬改定に向けた評価の進め方について

- 本日の医療技術評価分科会において、「医療技術評価分科会における評価の対象となる技術（案）」に基づき、各技術が医療技術評価分科会における評価の対象となるか否かについて検討する。

その結果、「医療技術評価分科会における評価の対象となる技術」とされたものについて、今後、医療技術評価分科会において評価を行うこととし、「医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術」とされたものについては、評価を行わないこととする。

- なお、先進医療として実施されている技術については、先進医療会議の検討結果を踏まえて評価する必要があることから、提案書等の資料を先進医療会議に共有し、先進医療会議での評価に資するために必要な連携を確保することとする。

- 令和 2 年 1 月に医療技術評価分科会としてこれらの結果をとりまとめ、その後中央社会保険医療協議会（中医協）へ報告し、中医協総会において最終的な検討を行う。

(2) 医療技術の体系的な分類について

- 平成 30 年度診療報酬改定で、DPC において K コードと STEM 7 を併記し収集することとし、平成 30 年度分の 1 年間のデータを抽出した。

今後は、専門家からなる検証・検討の場を設け、本データの検証等を通じ、体系的な分類方法の検討、課題の抽出、特定の診療分野における試行的な導入等について、来年度中を目途に検討する。

(3) 内視鏡手術用支援機器を用いた内視鏡手術等に対する評価について

○ 今回、分科会に対して提出された提案書に関連して、レジストリに係る検証がなされた日本肝胆膵外科学会及び日本胸部外科学会から、検証結果が報告された。これを踏まえ、当該提案書の評価を行うこととする。

○ 今後、レジストリを要件とする以下の技術のうち、関連学会等から分科会に対して当該技術に関連した提案書が提出された場合は、当該技術に係るレジストリへの参加状況及び手術等の実績等について検証を行った上で、検証結果を当該提案書に添付するよう求めることとする。

また、これに該当しない技術については、レジストリに係る検証がなされた段階で、分科会に対して報告するよう、関連学会に協力を求めることとする。

	レジストリを要件とする医療技術の名称
1.	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術及び胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
2.	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
3.	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
4.	胸腔鏡下弁形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
5.	腹腔鏡下胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
6.	腹腔鏡下噴門側胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
7.	腹腔鏡下胃全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
8.	腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
9.	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
10.	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
11.	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
12.	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
13.	腹腔鏡下肝切除術
14.	腹腔鏡下膵切除術
15.	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
16.	経カテーテル的大動脈弁置換術
17.	経皮的僧帽弁クリップ術
18.	WATCHMAN 左心耳閉鎖システムを使用した経皮的左心耳閉鎖術